

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和7年4月1日現在)

1. 当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている「保険医療機関」です。

2. 入院基本料について

当院は、急性期一般入院料2の届出を行っており、日勤、夜勤あわせて入院患者10人に対し1人以上の看護職員を配置しております。

(各時間帯ごとの看護職員1人当たりの受け持ち数につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください)

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥創対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥創対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4. DPC対象病院について

当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる「DPC対象病院」となっております。

※医療機関別係数 1.4351【基礎係数(DPC標準病院群) 1.0451 + 機能評価係数Ⅰ 0.2508 + 機能評価係数Ⅱ 0.0894 + 救急補正係数 0.0362】

5. 東海北陸厚生局長への届出事項

1) 入院時食事療養について

入院時食事療養Ⅰの届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しております。

1食あたりの負担額

一般		510円
低所得者Ⅱ		240円 (91日目以降190円)
低所得者Ⅰ	70歳未満	240円 (91日目以降190円)
	70歳以上75歳未満	110円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		300円

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

・ 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料2)	(一般入院)第119058号	・ 後発医薬品使用体制加算1	(後発使1)第100号
・ 救急医療管理加算	(救急医療)第24号	・ データ提出加算2	(データ提)第3号
・ 超急性期脳卒中加算	(超急性期)第3号	・ 入退院支援加算1	(入退支)第93号
・ 診療録管理体制加算1	(診療録1)第12号	・ 認知症ケア加算1	(認知ケア)第31号
・ 医師事務作業補助体制加算1(15対1)	(事補1)第42号	・ せん妄ハイリスク患者ケア加算	(せん妄ケア)第39号
・ 急性期看護補助体制加算(25対1)	(急性看護)第22号	・ 精神疾患診療体制加算	(精疾診)第3号
・ 看護職員夜間配置加算(16対1)	(看護夜配)第42号	・ 小児入院医療管理料5	(小入5)第21号
・ 医療安全対策加算1	(医療安全1)第6号	・ 排尿自立支援加算	(排自支)第17号
・ 感染対策向上加算1	(感染対策1)第23号	・ 地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア病棟入院料2)	(地包ケア2)第7号
・ 患者サポート体制充実加算	(患者サポ)第46号	・ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準	(歯初診)第807号
・ 医療DX推進体制整備加算	(医療DX)第808号	・ 歯科外来診療医療安全対策加算1	(外安全1)第293号
		・ 歯科外来診療感染対策加算1	(外感染1)第293号

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

・ 糖尿病合併症管理料	(糖管)第2号	・ 外来排尿自立指導料	(外排自)第16号
・ 糖尿病透析予防指導管理料	(糖防管)第25号	・ 無菌剤処理料	(菌)第38号
・ がん疼痛緩和指導管理料	(がん疼)第16号	・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	(脳Ⅰ)第14号
・ がん患者指導管理料イ・ロ	(がん指イ)第28号・(がん指ロ)第24号	・ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	(運Ⅰ)第9号
・ がん治療連携指導料	(がん指)第617号	・ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	(呼Ⅰ)第27号
・ 院内トリアージ実施料	(トリ)第9号	・ がん患者リハビリテーション料	(がんリハ)第22号
・ 夜間休日救急搬送医学管理料(救急搬送看護体制加算2)	(救急看護)第24号	・ 人工腎臓	(人工腎臓)第52号
・ 外来腫瘍化学療法診療料2	(外化診2)第3号	・ 導入期加算1	(導入1)第37号
・ 薬剤管理指導料	(薬)第13号	・ 透析液水質確保加算	(透析水)第73号
・ 医療機器安全管理料1	(機安1)第5号	・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算	(肢梢)第43号
・ 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料「注2」	(在看)第15号	・ ベースメーカー移植術及びベースメーカー交換術	(ベ)第82号
・ 在宅療養後方支援病院	(在後病)第4号	・ 大動脈バルーンパンピング法(ⅠABP法)	(大)第14号
・ 持続血糖測定器加算	(持血糖測1)第7号	・ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	(造設前)第12号
(間歌注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定		・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算	(胃瘻造嚥)第28号
・ H P V 核酸検出及び		・ 胃瘻増設術(医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術)	(胃瘻造)第40号

HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）	(HPV) 第104号	・輸血管理料Ⅱ	(輸血Ⅱ) 第45号
・検体検査管理加算（Ⅳ）	(検Ⅳ) 第27号	・輸血適正使用加算	(輸適) 第47号
・神経学的検査	(神経) 第9号	・保険医療機関間の連携による病理診断	(連携診) 第6号
・CT撮影及びMRI撮影	(C・M) 第454・434・403・333号	・保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製・迅速細胞診	(連組織) 第4号・(連細胞) 第1号
・抗悪性腫瘍剤処方管理加算	(抗悪処方) 第26号	・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	(歯外在ペⅠ) 第207号
・外来化学療法加算2	(外化2) 第4号	・酸素の購入単価（医・歯）	(酸素) 第12716号・(酸素) 第12724号
・乳腺炎重症化予防ケア・指導料	(乳腺ケア) 第37号	・歯科治療総合医療管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）	(医管) 第820号
・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	(外在ペⅠ) 第212号	・クラウン・ブリッジ維持管理料	(歯CAD) 第626号
・入院ベースアップ評価料78	(入ペ78) 第3号		(補管) 第1021号
・麻酔管理料（Ⅰ）	(麻管Ⅰ) 第89号		
・看護職員処遇改善評価料60	(看処遇60) 第4号		

4) 入院時食事療養の施設基準等に係る届出

・入院時食事療養/生活療養（Ⅰ）	(食) 第180号
------------------	-----------

6. 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、令和4年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行すること致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、令和4年4月1日より、明細書を無料で発行すること致しました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

7. 「保険外負担」に係る費用について

1	診療料		1 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける者は、1点の単価を11円50銭として算定した額
			2 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用を受ける者は、1点の単価を20円として算定した額
			3 病院長が診療契約を締結した場合は、当該診療契約により算定した額
2	医師面談料	1回につき	8,250円
3	セカンドオピニオン相談料	1回につき	30分まで11,000円(30分を超える場合は、その超える30分までごとに5,500円を加算した額)
4	食事療養料	1食につき	入院時食事療養費に係る食事療養費の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)により算定した額
5	予防接種料	1回につき	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。)により算定した初診時基本診療料及び注射料等に、使用薬剤料を合算した額(消費税法(昭和63年法律第108号)第4条の規定により課税の対象となる場合(同法第6条の規定により非課税となる場合を除く。以下「課税となる場合」という。))は、その額に100分の110を乗じて得た額
6	死体検案料	1体につき	算定方法により算定した初診時基本診療料及び往診料を合算した額(課税となる場合は、その額に100分の110を乗じて得た額)
7	健康診断料		算定方法により算定した初診時基本診療料、検査料及びレントゲン診断料等の額を合算した額に100分の110を乗じて得た額以内の額
8	人間ドック	1回につき	算定方法により算定した初診時基本診療料、検査料及びレントゲン診断料等の額を合算した額に100分の110を乗じて得た額以内の額
9	特別室使用料		
	A室	1日につき	7,700円
	B室		5,500円
	C室		3,300円
10	初診に関する選定療養	初診時基本診療料を算定する初診時につき	1,100円
11	入院に関する選定療養		保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号)により算定した額に100分の110を乗じて得た額
12	ほくろの炭酸ガスレーザー治療	1個につき	算定方法により算定した額で19,250円以内
13	インプラント治療料	1本につき	算定方法により算定した額で385,000円以内
14	ピアス穴あけ治療	1処置につき	5,500円

15	巻き爪ワイヤ治療	1処置につき	8,470円
16	ミレーナ装着処置(保険適用外の場合)	1処置につき	算定方法により算定した初診時基本診療料、処置料及びレントゲン診断料等の額を合算した額に100分の110を乗じて得た額以内の額
17	ミレーナ除去処置(保険適用外の場合)	1処置につき	算定方法により算定した初診時基本診療料、処置料及びレントゲン診断料等の額を合算した額に100分の110を乗じて得た額以内の額
18	IUD装着処置	1処置につき	14,300円
19	IUD除去処置	1処置につき	8,800円
20	往診等在宅医療に係る交通費		自家用車自動車による費用
	市内	1回につき	片道5km以内 1,100円 片道5kmを超えるとき 1,650円
			ただし、借用自動車等を使用した時は実費とする。
	市外	1km(1km未満の端数は、1kmとする)につき	自家用車自動車による費用 330円
			ただし、有料道路・借用自動車等を使用した時は実費とする。
21	死後処置料	1個につき	1,100円
22	受託検査料	1検体1回につき	算定方法により算定した初診時基本診療料に、検査料を合算した額
23	診察券再交付手数料	1回につき	220円
24	文書料		
	自動車損害賠償責任保険診療費明細付証明書	1通につき	3,850円
	自動車損害賠償責任保険診断書	1通につき	3,300円
	死体検案書	1通につき	3,300円
	死亡診断書	1通につき	2,200円
	普通診断書 健康診断書 特定疾患個人票 自立支援法医療診断書 老人保健施設入所診断書 介護保険用診断書 補装具給付意見書 医学的意見書 これらに類する診断書・意見書	1通につき	1,100円
	医療費支払証明 通院証明書 オムツ証明書 傷病証明書 受診状況等証明書 ストマ装具使用証明書 これらに類する証明書	1通につき	1,100円
	生命保険診断書 年金診断書 身体障害者手帳交付診断書 特別障害者手当認定診断書 精神障害者保健福祉手帳用診断書 車いす診断書 成年後見申立用診断書 特別児童扶養手当診断書 障害児福祉手当認定診断書 訴訟関係診断書 恩給診断書 これらに類する診断書	1通につき	3,300円
	学校保健安全法等による報告、診断及び証明書	1通につき	330円
	学校生活管理指導表(アレルギー疾患)	1通につき	1,100円
	死産届	1通につき	2,200円
	カシロクエン、文書料	1通につき	1,650円

	丸山ソノアノメ言料	1週につき	1,000円
25	画像等コピー代金		
	CD-R及びDVD-R	1枚につき	550円
	フィルム	1枚につき	550円
26	カルテ等コピー代金		
	A3判まで	1枚につき	10円
	カラーコピー	1枚につき	50円
	要約書(サマリー)の交付	1件につき	1,100円
27	老人保健施設入所、短期入所		
	居住費(個室)	1日につき	1,668円
	居住費(相部屋)	1日につき	377円
	食費(朝食)	1食につき	500円
	食費(昼食)	1食につき	540円
	食費(夕食)	1食につき	540円
	おやつ	1食につき	130円
28	老人保健施設通所		
	食費(昼食)	1食につき	540円
	おやつ	1食につき	130円
	その他日常生活に要する費用		100円

表示利用料は税込